

# 協同組合原則と協同組合教育の基本原則

堀越 芳昭 (神奈川県/山梨学院大学)

ICA新原則の起草者マクファーソン氏が指摘しているように、今日の協同組合が直面している最大の脅威は、競争の激化や政治体制の変化や「規制緩和」にあるのではなく、実に協同組合人の「心の中」つまり協同組合運動に対する協同組合人の「確信の欠如」にあるとすれば、とりわけ「協同組合教育」は、新原則を実践に生かすにあたって極めて重要な意味をもつ。

## 協同組合教育をめぐる問題状況

まず、協同組合教育を位置づける場合、しばしば協同組合原則の「教育原則」を各種協同組合法の教育条項の文言から出発する場合がある。こうした態度は協同組合教育を極めて狭い見地からとらえることになる。問題はその教育原則の真意やその背後にある考え方をどのように把握するか、でなくてはならない。協同組合原則全体の中で協同組合教育を位置づけるべきである。

また、協同組合教育の特質についてであるが、協同組合教育を、結局は「特別な性格をもつ企業内教育」とする見方がある。それによれば、協同組合教育が一般企業と異なった特殊なものであるとしても、事実上、役職員教育しかも技能技術教育に重点がおかれ、組合員教育や社会教育は軽視され、協同組合教育から社会全体や人間の生涯における教育の本来のあり方といった根本的な観点が軽視されることになる。

次に教育観の問題である。これまでの協同組合教育の教育観が協同組合の原理からの教育観によらないで、一般的な教育観つまり今日支配的になっている「個人主義的教育観」に立脚していたのではないかということである。これまでの協同組合教育における教育観の反省が必要なところである。

さらに協同組合教育の方法が未確立であるということである。協同組合教育が押し付けであったり、非民主的に運営されたり、参加者も受け身であったり、一般的な教育方法や企業内教育の方法が無批判的に採用され、協同組合原理に基づく教育方法が開発されてこなかったのではなかろうか。

## 協同組合原則における協同組合教育

1937年、1966年そして1995年の協同組合原則において示された協同組合教育について整理する。

第1に、教育は協同組合の重要な目的である。それは、協同組合の定義に関するシャルル・ジードの定義、1995年原則の定義に明確に示されている。それは、あることのための手段ではなく、それ自体本質的に重要な目的である。

第2に、協同組合教育は、経済事業と同等の重要性をもち、それ自体独自の事業（活動）として取り込まなければならない。協同組合は事業組織であるとともに、教育組織でもある。こうした考えは、1937年原則にも「レイドロー報告」にも貫かれていた。

第3に、協同組合において教育が特別の意味をもつのは、新しい社会経済システムを構築し、利己心を克服し、相互扶助・協同の精神を醸成するためには、意識的な養育が不可欠となるところに求められる。1966年原則において強調された。

第4に、何を学ぶか、どのように学ぶかといった二つの事柄を「学ぶ」ところに協同組合教育の本質がある。教育とは本質的に「理解の交換」であって、相互教育がその特徴である。1966年原則と1995年原則において指摘されたことである。

第5に、協同組合教育は生涯教育であって、単

なる企業内教育といったものではない。それは1966年原則で指摘されたことである。

第6に、人々の能力の発揚、人々の能力の向上によって人々の自己管理能力を高めていくということは、人間の尊厳に立脚した協同組合においてとりわけ重要な教育の意義を示すものである。これは、「パーク報告」と1995年原則においてとくに強調されたことである。

第7に、協同組合の教育原則は、単に原則の一つではなく、その前提・基礎である、協同組合教育は、協同組合の原理・原則全体から位置づけられなければならない。単に教育原則の文言のみから理解されてはならない。これらは1966年原則、1995年原則において強調されたことである。

第8に、協同組合教育のために基金が十分に形成されなければならない。ロッヂデール原則をはじめ、1937年原則、1966年原則で一貫して追求されてきたことである。1995年原則でも、第3原則「組合員の財務参加」に継承されているということが出来る。

第9に、協同組合教育は「個人主義的な人間観・教育観」ではなく、次のような人間観・教育観に立脚する。人は他者との関わりにおいて、つまり協同することによってのみ、成長し事を達成することができる、自己と他者と社会の三者の関わりをなかで、協同活動によって人は成長する、協同組合教育は、相互性と協同性に基づくものである。これは、1995年原則の説明で指摘されたことであり、今日の新しい教育観に共通するものである。

第10に、こうした協同組合教育は教育一般に対しても大きな意味を提示しているものと思われる。「パーク報告」もそのような観点で協同組合教育をとらえていたのであり、1995年原則の教育観・学習観による協同組合教育は、教育一般における問題解決に重要なヒントを投げかけるものである。

### 協同組合教育の基本原則

今日の教育学から提起されている新しい教育観・学習観では、①実践性（創造性、共同性）、指

導者の実践性と創造性と共同性、②参加性（主体的な共同体への参加）、③共同性・相互性（対象世界と自己と他者の関係の形式）が不可欠な要素として示されている。これらは実践性、参加性、共同性は協同組合の特質であり、協同組合教育の基本原則でもある。そうであるならば、新しい教育観・学習観は協同組合の原理に合致するということがいえるであろう。

まとめとして、協同組合教育の基本原則で要点を示せば、以下のとおりである。

第1に、協同組合教育は、協同組合の原理・協同組合原則全体のなかで位置づけられる必要がある。いわゆる教育原則だけで、しかもその思想や意義を踏まえることなく、その文言だけで協同組合教育を理解しようとするのは、協同組合教育を狭くとらえることになる。協同組合教育は協同組合の本質のなかに位置づけられなければならないし、協同組合原則全体を実践への指針として協同組合教育が取り込まれる必要がある。したがって、協同組合教育の方法は協同組合原則全体に照らして行われなければならない。

第2に、したがって、実践性・参加性・共同性に基づいた「文化的実践への参加」という新しい教育観・学習観はまさしく協同組合教育の原理である。協同組合教育は、その意味で、「個人主義的教育観」を克服する新しい教育観・学習観の体現者としておよび先導者としての役割をもつ可能性をもっているのである。その新しい教育観によれば、教育とは、人々が共有する文化の継承と創造に参加するという学習活動を、援助し指導することである。その主体は学習者であって、援助する人（指導者）と学習者、学習者同士によって一つの共同体、文化の共同体が形成される。世界を認識し、自己のアイデンティティを形成し、他者との相互関係をつくる——この三位一体の追求が学習であり、教育である。このような意味での教育過程・学習過程は、「自立協同」「相互扶助」の協同組合の原理そのものであるといえよう。（くわしくは『ロバート・ウエン協会年報 XXI』1997年4月刊行予定の拙稿を参照されたい。）